

平成24年6月7日

松阪記者クラブ 様

担当者 農水商工課農林商工係 丹合

連絡先 電話：0596-52-7118

FAX：0596-52-7136

発表事項

「6次産業化推進協議会」の設立について

内 容

1. 設立趣旨

当町における農漁業者等の「6次産業化（地域資源活用・農商工連携）」への取組みを行政、JA、漁協、金融機関、中小企業支援機関等の関係機関が全面的に支援していくことで、所得向上や雇用創出等につなげて、産業の活性化に資することを目的とする。

2. 概要

(1) 名称

明和町6次産業化推進協議会

(2) 設立年月日

平成24年6月上旬（町議会全員協議会で設置要綱承認後）

(3) メンバー

明和町、明和町商工会、明和町観光協会、明和町特産品振興連絡協議会、公益財団法人三重県産業支援センター、J A多気郡、伊勢湾漁協、J A全農みえ、J A三重信連

(4) 代表

明和町商工会（会長 辻 丈昭）

(5) 活動

- ・ 定期的（概ね2か月に1回）な地域会と協議会の開催
- ・ 農業法人等へのアプローチ
- ・ 6次産業化に向けた相談対応・フォロー

明和町6次産業化推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、「明和町6次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、明和町における農漁業者等の6次産業化への取り組みを全面的に支援していくことにより、農漁業者等の所得向上や雇用創出等に繋げて、産業の活性化に資することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 6次産業化に取り組む農漁業者等への支援
- (2) 6次産業化に関する施策、支援制度の推進
- (3) 6次産業化に関する情報の共有化
- (4) 6次産業化に関するノウハウの蓄積
- (5) その他第2条の目的達成のために必要な活動

(構成等)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 明和町
- (2) 明和町商工会
- (3) 明和町観光協会
- (4) 明和町特産品振興連絡協議会
- (5) 公益財団法人 三重県産業支援センター
- (6) 多気郡農業協同組合
- (7) 伊勢湾漁業協同組合
- (8) 全国農業協同組合連合会 三重県本部
- (9) 三重県信用農業協同組合連合会

2 協議会が必要と認めるときは、前項各号に掲げる以外の者に対して、協議会への出席を要請し、意見を求めることが出来るものとする。

(代表)

第5条 協議会に代表を置く。代表は、前条第1項各号に掲げる者の互選により選任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、明和町農水商工課内に設置する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて代表がこれを招集する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、代表が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は平成24年6月7日から施行する。